

津市水道資料館の管理に関する要綱

平成23年12月12日水道局訓第1号

改正 平成27年3月31日水道局訓第1号
令和2年3月31日上下水道事業訓第1号
令和8年2月20日上下水道事業訓第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道資料館の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「水道資料館」とは、津市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が管理し、本市の水道資料の保存に供する建物、工作物及びその敷地（立木等を含む。）をいう。

(名称及び位置)

第3条 水道資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市水道資料館
- (2) 位置 津市片田薬王寺町351番地

(管理責任者)

第4条 水道資料館に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、水道資料館の管理について掌理する。
- 3 管理責任者には、上下水道管理課長をもって充てる。

(開館日)

第5条 水道資料館の開館日は、日曜日、火曜日及び木曜日とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館日を定めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、12月1日から翌年の2月末日までの日においては、管理者が特に開館の必要があると認める場合を除き、水道資料館を開館しないものとする。

(開館時間)

第6条 水道資料館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、管理者が水道資料館の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(入館の制限)

第7条 管理責任者は、他人に迷惑を及ぼすおそれのある者その他館内の秩序を乱すおそれのある者に対しては、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(遵守事項)

第8条 管理責任者は、利用者に対し次に掲げる事項を守らせるものとする。

- (1) 水道資料館、その設備器具、資料等を損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日津市水道局訓第1号)

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日津市上下水道事業訓第1号)

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月20日津市上下水道事業訓第1号)

- 1 この訓は、令和8年3月1日から施行する。
- 2 この訓の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の第5条第1項の規定の適用については、同項中「日曜日、火曜日及び木曜日」とあるのは「日曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日」とする。